

いすみ市津波避難計画

平成25年11月

い す み 市

目次

第1章	総 則	1
1	目的	1
2	計画の修正	1
3	用語の意味	1
第2章	避難計画	3
1	津波浸水想定区域	3
2	避難対象地域	5
3	避難困難地域	8
4	避難路・避難経路	9
5	津波緊急避難場所・避難場所	10
6	津波避難ビル・避難所等	13
7	避難方法	17
第3章	初動体制	18
1	職員の連絡・参集体制	18
2	防潮水門等の閉鎖措置	20
3	津波情報の収集・伝達	21
第4章	避難勧告・指示の発令	24
1	発令基準	24
2	発令の時期及び手順	25
3	避難の勧告又は指示の内容	25
4	伝達方法	25
5	避難勧告・避難指示の解除	26
第5章	避難行動要支援者、観光客等の避難対策	26
1	避難行動要支援者の避難対策	26
2	観光客等の避難対策	28
第6章	漁港における避難対策	29
1	漁港における避難対策	29

第7章 津波緊急避難場所からの避難	30
1 避難所の指定.....	30
2 避難所への避難	30
3 孤立した津波緊急避難場所の避難者の避難.....	30
第8章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施.....	31
1 津波に対する教育・啓発.....	31
2 津波避難訓練の実施	31
参 考 資 料.....	32
[資料1]. 津波高及び津波到達時間	32
[資料2]. 津波ハザードマップ	33
[資料3]. 避難可能距離（範囲）の設定	34
[資料4] 津波予報の分類、津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分.....	35
[資料5] 避難勧告等の発令基準.....	36
[資料6] 津波注意報、津波警報、大津波警報発令時の広報文例.....	37
[資料7] 避難所等一覧.....	39
[資料8-1] 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	44
[資料8-2] 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	46
[資料8-3] 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	48
[資料8-4] 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書.....	50
[資料9] 災害時避難場所の指定について.....	53
[資料10] 高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域.....	54
[資料11] 津波に関する図記号.....	55

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めるものとし、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が範囲を定める。

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市が指定する主要道路をいう。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。

広い意味では、避難路をあわせて避難経路という。

(6) 津波緊急避難場所

津波の危険から生命の安全を確保するために、最初に避難し様子を見る一時的に避

難する場所をいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいい、避難可能範囲を設定する際に起点となる地点を指す。

必ずしも津波避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、避難者や逃げ遅れた避難者が、一時もしくは緊急に避難する施設をいう。

津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まれない。

(9) 津波避難ビル等候補

津波浸水予測地域内に立地し、かつ構造的要件を満たす施設（津波避難ビル等としての活用が期待される施設）をいう。

(10) 避難先

津波緊急避難場所、避難目標地点、津波避難ビルを総称して「避難先」という。

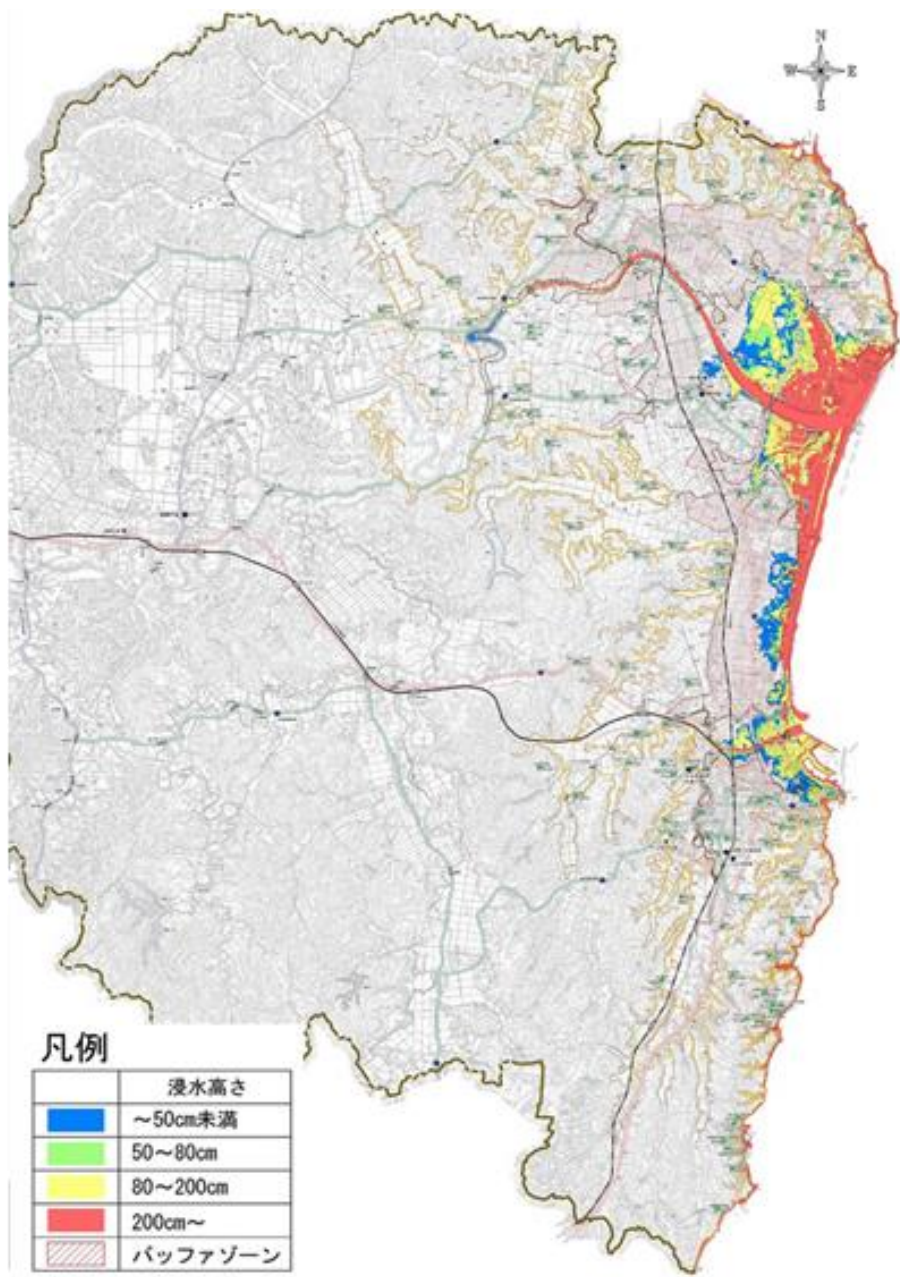
第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域

本市における津波浸水深及び津波到達時間は、千葉県津波浸水予測図の『元禄地震整理表の防潮施設なし』の場合によるものとする。

(1) 津波浸水深

本市における津波浸水深は、千葉県津波浸水予測図をもとに、過去の津波の浸水地域等を検証し作成した「いすみ市津波ハザードマップ」による。



(2) 津波高及び津波到達時間

千葉県が、元禄地震における過去のデータを見直し、2012年4月25日に「津波浸水予測図」（元禄地震新モデル）を発表。

この元禄地震新モデルでの最大津波高は、大原地域の矢指戸で最大津波高9.9m、津波到達時間は約20分と予測されている。

また、平成24年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による最大震度は震度5弱で最大津波高は9.0m、津波到達時間は約50分と予測されている。

【最大津波高・到達時間】
(元禄地震新モデル)

区分	地点名	最大津波高	到達時間 (分)	最大浸水距離 (m)
旧大原町	岩和田東	7.8	15.9	20
	岩船	6.9	17.3	60
	大舟谷	8.7	18.9	10
	矢指戸	9.9	19.5	20
	根方	9.8	21.1	50
	塩田	5.6	22.9	710
	日在	6.4	25.7	490
	横宿	6.4	26.4	260
旧岬町	三軒屋	7.1	27.1	1090
	太東岬	9.3	28.1	2030
	和泉	6.2	29.9	80
	太東	5.4	31	110

【津波高の比較】

(単位：m)

津波警報 区 分	市町村	元禄地震新モデル			元禄地震 旧モデル	延宝地震	南海トラフ
		最大津波高 A	地盤隆起量 B	想定津波高 A-B	最大津波高	最大津波高	国発表 最大クラス
千葉県 九十九里・ 外房地域	館山市	14.7	3.8	10.9	7.5	4.0	11.0
	鴨川市	7.8	0.5	7.3	5.1	4.1	8.0
	勝浦市	8.3	-0.2	8.5	5.3	6.3	6.0
	御宿町	7.8	-0.3	8.1	6.4	7.4	8.0
	いすみ市	9.6	-0.3	9.9	4.5	6.9	9.0
	一宮町	7.7	-0.2	7.9	4.9	8.1	7.0
	長生村	8	-0.1	8.1	5.3	7.1	8.0

※ 津波到達時間は地震の発生場所、規模等により予想時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては到達予想時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

2 避難対象地域

過去の津波の浸水地域や千葉県が平成23年8月に作成した津波浸水予測図等による津波浸水地域を基本に作成した津波ハザードマップから、津波が発生した場合に避難が必要な地域（範囲）を指定しています。

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設定し、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定しています。

津波避難対象地域（各行政区）は次のとおりです。

〔大原地域〕

北日在区、南日在区、若山区、深堀区、新田区、坂東区、城山区、根方区、渋田
区、新場区、田町区、新田区、小佐部区、北町区、仲町区、南町区、北寄瀬区、上
寄瀬区、貝須賀区、大井区、大舟谷区、造式区、矢指戸区、岩船区の一部

〔岬地域〕

椎木区、中原区、和泉区、桑田区、榎沢区、長者区、江場土区、臼井区、押田区、
中区の一部

津波避難対策地域及び対象人口見積

地域	区	世帯数	人口	対象率	対象人口	地域	区	世帯数	人口	対象率	対象人口
大原地域	大舟谷	39	87	80%	70	岬地域	椎木	934	2,112	70%	1,478
	矢指戸	40	80	80%	64		中原	434	1,014	90%	913
	造式	165	378	10%	38		和泉	671	1,315	90%	1,184
	大井	206	447	10%	45		桑田	295	581	20%	116
	貝須賀	302	672	10%	67		榎沢	428	941	20%	188
	上寄瀬	254	557	10%	56		長者	501	1,026	80%	821
	北寄瀬	461	1,085	10%	109		江場土	742	1,556	100%	1,556
	南町	147	319	10%	32		白井	699	1,404	60%	842
	仲町	161	352	10%	35		中	448	1,028	20%	206
	北町	118	215	10%	22		押日	596	1,230	50%	615
	新田	127	278	100%	278	小 計		5,748	12,207		7,919
	渋田	349	780	100%	780	総 合 計					14,758
	新場	257	560	100%	560						
	田町	58	132	100%	132			11,525	24,769		
	城山	41	92	100%	92						
	根方	224	508	100%	508						
	坂東	91	195	100%	195						
	小佐部	405	861	20%	172						
	若山	425	984	50%	492						
	新田	246	519	20%	104						
	深堀	798	1,612	80%	1,290						
	南日在	237	544	100%	544						
	北日在	444	928	100%	928						
	岩船	182	377	60%	226						
小 計		5,777	12,562		6,839						

3 避難困難地域

国（消防庁）の「市町村における津波避難計画策定指針（平成25年3月11日付消防災第121号）」に基づき、いすみ市における津波避難困難地域の設定は、以下の手法で設定するとともに、設定された避難困難地域に対しては、津波避難ビル等の指定など避難方法の検討を行なう。

なお、同指針は、避難困難地域の設定方法について、次図のような概念図を示している。



※避難困難地域設定の概念図（出典：市町村における津波避難計画策定指針）

（１）避難可能距離（範囲）の設定

避難対象地域において、津波到達までの時間内に、避難路もしくは避難経路を経由して、避難目標地点（又は津波避難ビル）まで到達可能な範囲を避難可能範囲とします。

なお、避難可能範囲の検討にあたっては、津波に向かう方向への避難は原則として行わないことに留意する。

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

避難可能距離は、次の式を参考に設定するものとする。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - 5 \text{ 分})$$

なお、ここでの移動は徒歩を前提にしており、自動車等での移動は算定上考慮しない。

(ア) 津波到達予想時間は、津波シミュレーションの結果などで得られた時間を用いる。

(イ) 歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。

ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）ことを考慮する。

(ウ) 避難できる限界の距離は最長でも1,000m程度を目安とし、避難行動要支援者等の避難できる距離、津波避難場所等までの距離などを考慮しながら、各地域において設定する。

4 避難路・避難経路

避難経路は次の点に留意し指定・設定する。

- ・崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分あること。
- ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- ・避難経路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定・設定すること。

5 津波緊急避難場所・避難場所

(1) 津波緊急避難場所

津波の危険から生命の安全を確保するために、最初に避難し様子を見る屋外の避難場所で、各行政区と協議し市内に104箇所を指定している。



津波緊急避難場所【岬地域】

行政区	津波緊急避難場所	海拔又は施設高さ(m)	行政区	津波緊急避難場所	海拔又は施設高さ(m)
椎木区	般若寺	39.0	長者区	岬高校	7.9
	長坂方面	14.0		長者小学校	7.9
	龍前堰 谷上方面	12.0		岬公民館	7.8
	椎木 玉前神社	13.7	江場土区	長者小学校	7.9
	県道 綱田方面	17.3		岬高校	7.9
	根方集会所周辺	10.3		本寿院	7.0
	根方 椎木小堰方面	11.0		永閑寺	7.0
	小滝集会所裏	10.4		和泉区会所先の高台	15.0
	中原 玉崎神社	18.0		三門台団地	28.8
中原区	中原大堰周辺	22.0	白井区	眺洋寺及び周辺	33.0
	松風台	30.0		山の神様及び周辺	28.0
	太東小学校	20.1		春日神社跡から前山	10.2
和泉区	大日堂	13.0		三門台団地	28.8
	不動様	15.0		長者小学校	7.9
	弥勒様 (三合寺)	22.0		福聚寺から裏山	8.2
	仙風苑	22.0	押日区	押日 八幡神社	6.2
	須ヶ谷集会所	17.0		真福寺	7.5
	志茂集会所裏の高台	15.0		四堰神社	8.9
	太東崎灯台	63.8		押日会館	9.0
	岬オートキャンプ場	15.0		中根小学校	9.5
	延寿寺	17.8		団地集会所	8.0
	エスポワール岬	14.2		中滝寺	13.0
桑田区	貴賓館	7.3	中区	部田集会所	9.1
	観音寺	12.0		部田山周辺	31.0
	桑田公民館	12.1		中滝 八幡神社	10.8
	桑田 前玉神社	26.0		松堀コミュニティセンター	9.6
	峯崎堰周辺	35.0		鶴沼神社	
榎沢区	古沢公園	10.6		中滝寺	13.0
	大栄寺	10.7		部田熊野神社	17.0
	八幡堰周辺	13.0		鴨根隧道跡	26.7

※太東小、長者小、中根小、大原高等学校 岬キャンパスは、校舎最上階又は屋上の高さを

表示している。

※貴賓館の一時避難場所としての利用範囲は、3階から13階であるため、3階の高さを表示している。

津波緊急避難場所【大原地域】

行政区	津波緊急避難場所	海拔又は施設高さ(m)	行政区	津波緊急避難場所	海拔又は施設高さ(m)
北日在区	エスポワール大原	14.3	小佐部区	教習所跡地	19.0
	水野板金裏山	22.0		小佐部 熊野神社	19.7
	三門台団地	28.8		大原小学校	6.5
南日在区	東海小学校	6.8	北町区	市役所大原庁舎	17.2
	エスポワール大原	14.3		大原中学校	35.0
若山区	サンフラワー大原	10.0	仲町区	大原文化センター	9.7
	東海小学校	6.8		夷隅教育会館周辺	20.5
	四門堂観音	20.2	南町区	大原小学校	6.5
	子山ホーム	32.0		大原高校	7.7
	エスポワール大原	14.3	北寄瀬区	市役所大原庁舎	17.2
新田区 (にった)	大原クリーンセンター	36.0		大原中学校	35.0
	新田 日月神社	24.0		夷隅教育会館周辺	20.5
	佐室トンネル周辺	30.0		東光寺	14.0
	四門堂観音	20.2	上寄瀬区	東光寺	14.0
	坂水寺	9.3		腰越坂	20.0
	東海小学校	6.8		農村環境改善センター	14.9
	水道配水場周辺	30.0	貝須賀区	第二保育所	9.9
深堀区	サンフラワー大原	10.0		鹿島台	9.7
	市役所大原庁舎	17.2		上祢宜	30.0
	大原中学校	35.0	大井区	市原工務店土砂採取場	19.0
	子山ホーム	32.0		大井区民会館	14.7
坂東区	大原公園	20.0		大井浜隧道上部周辺	30.0
	教習所跡地	19.0		市原建装周辺	16.0
根方区	大原公園	20.0	大舟谷区	大船谷 八幡神社	25.0
	大宗工務店周辺	15.3		共同アンテナ周辺	37.9
	小浜 八幡神社	30.0	造式区	造式 日月神社	32.0
城山区	小浜 八幡神社	30.0		大日神社	15.0
田町区	小浜 八幡神社	30.0	矢指戸区	旧共同墓地周辺	30.8
	大原公園	20.0		かんじろう跡周辺	20.0
渋田区	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		飯縄神社	20.2
	教習所跡地	19.0		共同アンテナ周辺	37.9
新場区	市役所大原庁舎	17.2		高根木周辺	18.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		市原工務店土砂採取場周辺	19.0
	小浜 八幡神社	30.0	岩船区	岩船隧道西側 分譲地周辺	28.0
	大宗工務店周辺	15.3		釣師隧道周辺	19.0
新田区 (しんでん)	新田公会堂	10.0		斉正輝夫宅周辺	25.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		吉田和子宅周辺	18.0
	大原小学校	6.5		市原勝男宅周辺	30.0
				白井正宅周辺	28.0

※大原小、東海小、大原高等学校は、校舎最上階又は屋上の高さを表示している。

（２）避難場所

地震や津波などの災害が発生したときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所で、小中学校等のグラウンド、２１箇所を指定している。

〔指定避難場所〕

No.	施設・場所名		住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
	市役所大原庁舎	駐車場	いすみ市大原 7400-1	1	1	1	1	1	1	1	1		1086 (2㎡あたり1人)
	大原文化センター	駐車場	いすみ市大原 7838	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2984 (2㎡あたり1人)
	農村環境改善センター	駐車場	いすみ市大原 6763	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3272 (2㎡あたり1人)
	大原クリーンセンター	敷地	いすみ市新田 24-5			1		1					2317 (2㎡あたり1人)
	大原配水場	敷地	いすみ市新田 1486			1		1					142 (2㎡あたり1人)
	大原公園	敷地	いすみ市大原 10690			1		1					363 (2㎡あたり1人)
	大原中学校	グラウンド	いすみ市大原 7400-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12526 (2㎡あたり1人)
	大原小学校	屋上	いすみ市大原 8530-3			1		1				1	540 (2㎡あたり1人)
		グラウンド		1	1		1		1	1	1		6519 (2㎡あたり1人)
	東海小学校	校舎3F	いすみ市若山 1042			1		1					336 (2㎡あたり1人)
		グラウンド			1		1		1		1	1	5849 (2㎡あたり1人)
	東小学校	グラウンド	いすみ市山田 460	1	1		1		1	1	1	1	6088 (2㎡あたり1人)
	東海保育所	グラウンド	いすみ市若山 238-1	1	1		1		1	1	1		1670 (2㎡あたり1人)
	第二保育所	屋上	いすみ市大原 1595			1		1					103 (2㎡あたり1人)
	浪花小学校	グラウンド	いすみ市小沢 1157		1		1		1		1	1	2782 (2㎡あたり1人)
	浪花保育所	グラウンド	いすみ市大原台 323	1	1		1		1	1	1		1000 (2㎡あたり1人)
	夷隅地区多目的研修センター	広場	いすみ市行川 721-1	1	1		1		1	1	1	1	748 (2㎡あたり1人)
	夷隅文化会館	広場	いすみ市深谷 1968-1	1	1		1		1	1	1	1	4962 (2㎡あたり1人)
	国吉中学校	グラウンド	いすみ市国府台 1552	1	1		1		1	1	1	1	6120 (2㎡あたり1人)
	旧千町小学校	グラウンド	いすみ市松丸 3226	1	1		1		1	1	1	1	5484 (2㎡あたり1人)
	旧中川小学校	グラウンド	いすみ市行川 506-5	1	1		1		1	1	1		6016 (2㎡あたり1人)
	岬公民館	館内2F	いすみ市岬町長者 22	1		1		1		1		1	145 (2㎡あたり1人)
		野球場			1		1		1		1		5425 (2㎡あたり1人)

No.	施設・場所名		住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
	太東崎灯台	公園	いすみ市岬町和泉 3508			1		1					441 (2㎡あたり1人)
	古沢公園	公園	いすみ市岬町榎沢 1871			1		1					2662 (2㎡あたり1人)
	岬中学校	グラウンド	いすみ市岬町椎木 1370	1	1		1		1	1	1	1	10293 (2㎡あたり1人)
	太東小学校	屋上	いすみ市岬町椎木 408			1		1				1	310 (2㎡あたり1人)
		グラウンド		1	1		1		1	1	1		2372 (2㎡あたり1人)
	古沢小学校	屋上	いすみ市岬町岩熊 563-2			1		1				1	244 (2㎡あたり1人)
		グラウンド		1	1		1		1	1	1		5473 (2㎡あたり1人)
	長者小学校	屋上	いすみ市岬町長者 330			1		1				1	283 (2㎡あたり1人)
		グラウンド		1	1		1		1	1	1		5324 (2㎡あたり1人)
	中根小学校	屋上	いすみ市岬町中滝 954			1		1				1	354 (2㎡あたり1人)
		グラウンド		1	1		1		1	1	1		3668 (2㎡あたり1人)
	布施小学校	グラウンド	御宿町上布施 909	1	1		1		1	1	1	1	2080 (2㎡あたり1人)
	夷隅小学校	グラウンド	いすみ市深谷 127	1	1		1		1	1	1	1	5745 (2㎡あたり1人)
	エスポワール大原	敷地・駐車場・建物	いすみ市日在 2623			1		1					3535 (2㎡あたり1人)
	児童養護施設子山ホーム	広場	いすみ市深堀 685	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1008 (2㎡あたり1人)
	夷隅教育会館周辺	建物周辺を除いた駐車場	いすみ市大原 7400-10			1		1					411 (2㎡あたり1人)
	鹿島台	公園	いすみ市大原 2077-27			1		1					244 (2㎡あたり1人)
	大原台コミュニティセンター	敷地・駐車場	いすみ市大原台 324	1	1		1		1	1	1	1	899 (2㎡あたり1人)
	県道 綱田方面	敷地	いすみ市岬町椎木 3254-1			1		1					211 (2㎡あたり1人)
	エスポワール岬	敷地・駐車場・建物	いすみ市岬町和泉 330-1			1		1					6292 (2㎡あたり1人)
	貴賓館	建物3F～13F	いすみ市岬町和泉 185-12			1		1					511 (2㎡あたり1人)

地域	名称	所在地	施設	収容能力	
				面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	旧千町小学校	いすみ市松丸 3226	グラウンド	10969.0	5484
	旧中川小学校	いすみ市行川 506-5	グラウンド	12033.0	6016
	国吉中学校	いすみ市国府台 1552	グラウンド	12241.0	6120
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721-1	広場	1496.0	748
	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	広場	9924.0	4962
大原	いすみ市役所大原庁舎	いすみ市大原 7400-1	駐車場	2173.0	1086
	大原小学校	いすみ市大原 8530-3	屋上	1080.0	540
			グラウンド	13038.0	6519
	大原中学校	いすみ市大原 7400-12	グラウンド	25053.0	12526
	大原文化センター	いすみ市大原 7838	駐車場	5969.0	2984
	農村環境改善センター	いすみ市大原 6763	駐車場	6544.0	3272
	東海小学校 ※	いすみ市若山 1042	グラウンド	11699.0	5849
	東海保育所	いすみ市若山 238-1	グラウンド	3341.0	1670
	東小学校	いすみ市山田 460	グラウンド	12177.0	6088
	浪花小学校 ※	いすみ市小沢 1157	グラウンド	5565.0	2782
岬	浪花保育所	いすみ市大原台 323	グラウンド	2000.0	1000
	岬中学校	いすみ市岬町椎木 1370	グラウンド	20587.0	10293
	太東小学校	いすみ市岬町椎木 408	グラウンド	4744.0	2372
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊 563	グラウンド	10947.0	5473
	大原高等学校 岬キャンパス	いすみ市岬町長者 366	グラウンド	9405.0	4702
	長者小学校	いすみ市岬町長者 330	グラウンド	10648.0	5324
	中根小学校	いすみ市岬町中滝 954	グラウンド	7336.0	3668

6 津波避難ビル・避難所等

(1) 津波避難ビル

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難対象地域、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急的・一時的に避難するために、避難対象地域内で安全性や機能が確保されている建物の中から、ビル所有者と協議して避難ビルを指定または設定します。

指定・設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・耐震性が確保されていること。

(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定)

- ・津波に対する構造安全性が確保されていること。

(原則として鉄筋コンクリート構造(RC構造) または鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC構造)の施設を指定)

- ・安全な高さに避難スペースが確保でき、容易にアクセス可能であること。
- ・円滑な開錠が可能であること。

現在、市で指定している津波避難ビルは、下表のとおりである。

〔避難ビル一覧表〕

名称	所在	構造
サンフラワー大原	いすみ市深堀 1751 番地 2	鉄筋コンクリート造 8 階建
シーサイド・リゾート 南房総貴賓館	いすみ市岬町和泉 185 番地 12	鉄骨鉄筋コンクリート造 13 階建
介護老人保健施設 エスポワール大原	いすみ市日在 2623 番地	鉄筋コンクリート 3 階建
介護老人保健施設 エスポワール岬	いすみ市岬町和泉 330 番地 1	鉄筋コンクリート 3 階建

(2) 緊急開設避難所

自主避難者や避難勧告等、被災した地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所で、次のとおりである。

〔緊急開設避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
大原	大原文化センター	いすみ市大原7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	東小学校	いすみ市山田460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78

(3) 避難所

被災者の住宅が回復されるまでの間、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまで、一時的な生活の本拠地となるもので、次のとおりである。

〔避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
	千町小学校	いすみ市松丸3226	0470-86-2104	体育館	530.0	132
	夷隅小学校	いすみ市行川506-5	0470-86-2052	体育館	689.0	172
	国吉中学校	いすみ市国府台1552	0470-86-2042	体育館	2013.0	503
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川721-1	0470-86-3963	多目的ホール	778.4	194
				和室	97.0	24
大原	大原文化センター	いすみ市大原7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	大原小学校	いすみ市大原8530-3	0470-62-1034	体育館	1252.0	313
	大原中学校	いすみ市大原7400-12	0470-62-4111	体育館	2331.0	582
	農村環境改善センター	いすみ市大原6763	0470-63-0321	1階ホール	363.4	90
				1階和室	78.9	19
				2階研修室	108.0	27
	東海小学校 ※	いすみ市若山1042	0470-62-0269	体育館	761.0	190
	東小学校	いすみ市山田460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
	浪花小学校 ※	いすみ市小沢1157	0470-62-1507	体育館	730.0	182
	大原台コミュニティセンター	いすみ市大原台324		会議室等	167.2	42
	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 児童養護施設 子山ホーム	いすみ市深堀685	0470-62-2325	管理棟 集会室	77.0	20
				学習棟	158.0	40
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木1370	0470-87-2511	体育館	1306.0	326
	太東小学校	いすみ市岬町椎木408	0470-87-2824	体育館	691.0	172
	古沢小学校		0470-87-5232	体育館	447.0	111
	岬公民館	いすみ市岬町長者22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78
				いこいの部屋	88.6	22
	長者小学校	いすみ市岬町長者330	0470-87-2323	体育館	678.0	169
	中根小学校	いすみ市岬町中滝954	0470-87-5554	体育館	738.0	184

※ 洪水時使用不可

7 避難方法

避難方法は、徒歩・自転車・バイクを基本とする。

自動車等を利用する避難は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることからできる限り避けるものとする。

(ア) 家屋の倒壊、落下物、液状化、道路への被害等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。

(イ) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等によって円滑な避難ができない恐れが高いこと。

(ウ) 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れが高いこと。

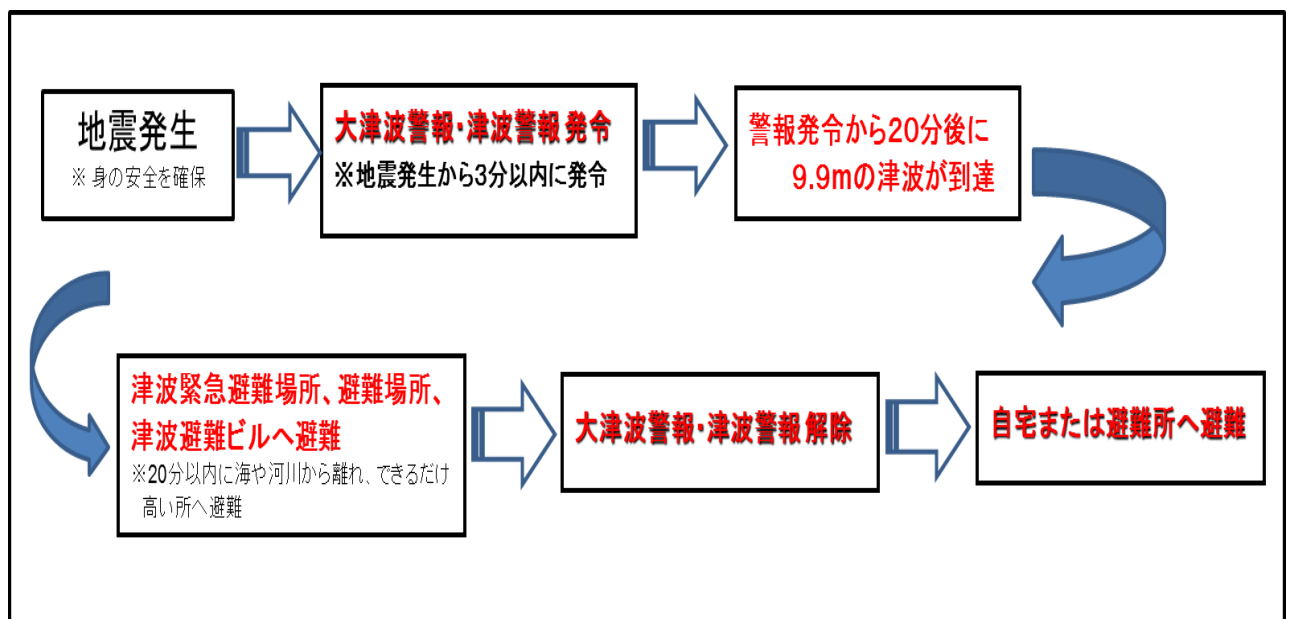
しかし、地域によっては、津波緊急避難場所や避難目標地点まで相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等の恐れや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れが低い場合などには、地域の実情に応じて、自動車等による避難方法を検討するものとする。

ただし、以下の場合においては、車両の使用を認めるものとする。

(エ) 高齢者や障害者などが長い距離を避難する場合

(オ) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

《避難方法のイメージ》



第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

津波警報及び津波注意報が発令された場合の、市職員の連絡・参集体制は、「いすみ市地域防災計画」、「いすみ市職員初動マニュアル」による。

なお、配備体制は、次のとおりである。

ア 職員の待機体制

各部課等の長は、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

各部課等の長は、年度当初に職員の配備計画を立て、所属職員への周知を徹底しておくものとする。

また、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、庁舎内に危機管理課職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震津波災害に対処する市本部設置前の配備は、次に示す基準により、第1又は第2配備体制を配備する。

震度及び津波予報による場合は自動配備とし、自動配備基準に満たない場合は危機管理課長が被害状況等から総合的に判断する。

なお、第1及び第2配備体制は災害対策本部設置前の体制（情報収集体制）であり、災害対策本部は第3配備以降に設置される。

(災害対策本部設置前の配備)

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第1 配備	① 気象庁において市内の震度観測点で震度を5 弱と発表したとき (自動配備) ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意」の津波注意報を発表したとき (自動配備) ③ 気象庁において市内の震度観測点で震度を4 以下と発表し、被害が生じた場合で市長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	危機管理課 総務課 福祉課 健康高齢者支援課 建設課 農林課 水産商工課 オリンピック・観光課 環境水道課 学校教育課 夷隅地域市民局 岬地域市民局
第2 配備	① 気象庁において市内の震度観測点で震度を5 強と発表したとき (自動配備) ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波」の津波警報を発表したとき (自動配備) ③ 気象庁において市内の震度観測点で震度を5 弱以下と発表し、被害が生じた場合で市長が必要と認めたとき 「東海地震」気象庁が東海地震注意情報を発表したとき (自動配備)	第1 配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1 配備に加え、 財政課 企画政策課 生涯学習課 公民館 市民課 税務課

職員は、強い地震（震度5 弱程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合は、参集するものとする。

(災害対策本部設置後の配備)

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第3 配備	① 気象庁において市内の震度観測点で震度を5強と発表したとき (自動配備) ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき (自動配備) ③ 地震又は津波により局地災害が発生した場合 ④ 津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき [東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき (自動配備)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、各部の1/2以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第4 配備	① 気象庁において市内の震度観測点で震度を6弱と発表したとき (自動配備) ② 地震又は津波により大規模な災害が発生した場合 ③ 津波により市内全域で大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	第3 配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、2/3以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第5 配備	① 気象庁において市内の震度観測点で震度を6強以上と発表したとき (自動配備) ② ② 市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべて所要人員は各所属職員全員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関

2 防潮水門等の閉鎖措置

(1) 管理体制

本市沿岸部には、千葉県が設置し、運転操作等の管理をいすみ市が受託している、1箇所の防潮水門がある。

(2) 水門の位置

防潮水門の位置は下記のとおりである。

施設名	場所	管理者等
蜷川水門	いすみ市岬町	千葉県

(3) 閉鎖措置

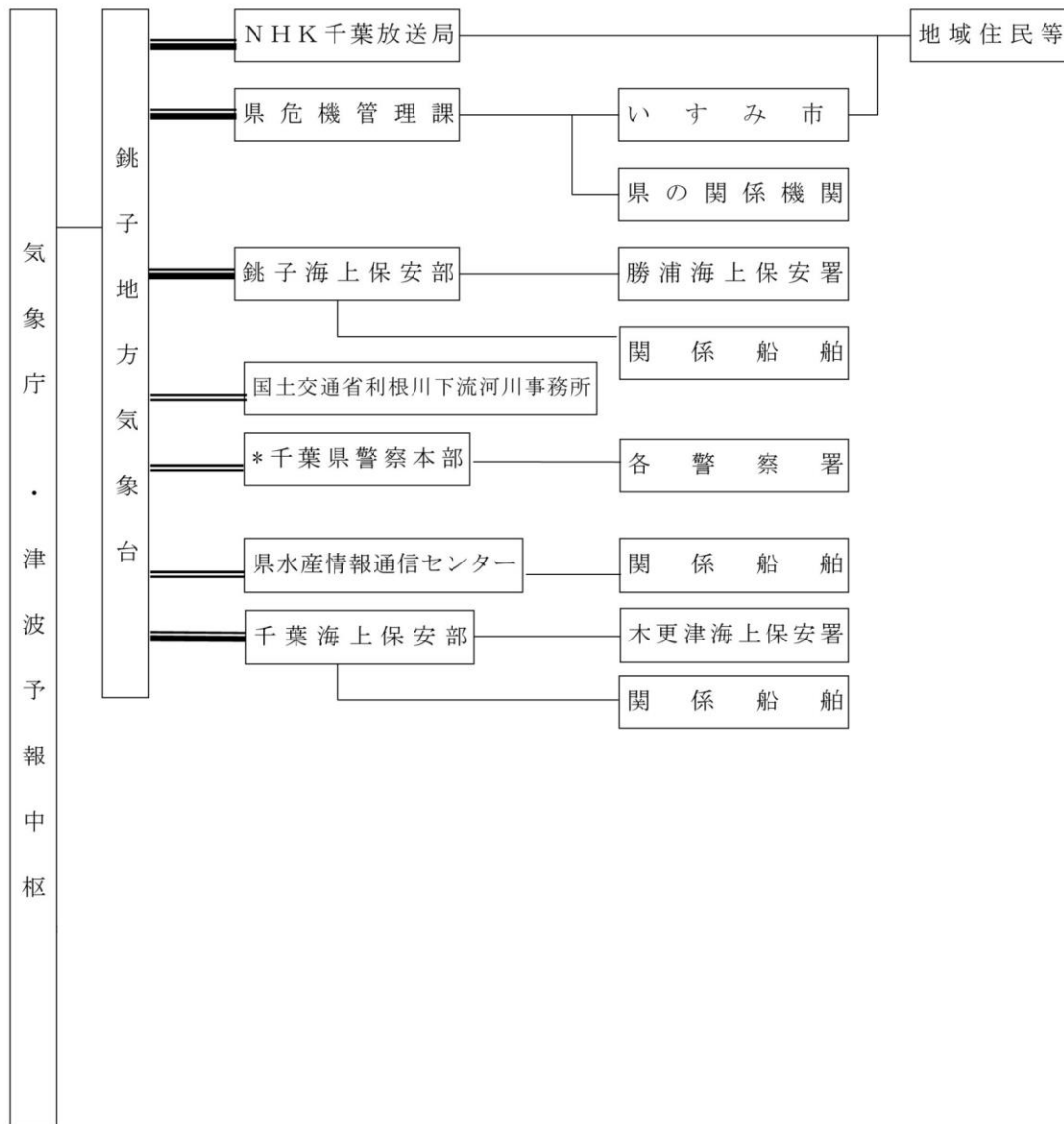
市は、津波等に関する情報を認知した場合は、防潮水門の閉鎖に万全を期するとと

もに、自動化及び遠隔操作化を促進するものとする。

3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波予報、津波情報

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本電信電話㈱千葉支店については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

——法令（気象業務法等）による通知

——行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

(2) 警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

千葉県は津波予報区の、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属し、いすみ市は千葉県九十九里・外房に属している。

〔津波予報の分類、津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分〕

警報・注意報の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	津波の高さ	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m～	10m<予想高さ	10m 超	巨大
	5m～10m	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m～5m	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	0.2m<予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

(3) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(5) 海面監視等による情報収集

市は、津波発生の危険性がある場合は、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波監視を行う。(大原地域：小浜八幡神社、岬地域：太東埼灯台)

海面監視等による情報収集は、安全な場所の監視地点から、目視等により行う。

異常を覚知した場合は、速やかに伝達する。

※ 津波警報等発表時の初期活動は、「いすみ市職員初動マニュアル」による。

(6) 住民への正確かつ迅速な情報伝達

住民に対し正確かつ迅速な情報伝達を確実にを行うため、広報紙やインターネット等、時代に即したあらゆる広報伝達媒体や組織等を活用し周知するとともに、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、伝達内容についても、災害を具体的にイメージできる表現になるよう情報伝達方法を工夫し、情報伝達を図る。

第4章 避難勧告・指示の発令

1 発令基準

避難勧告、避難指示の発令基準は次のとおりとする。

〔避難勧告等の種類〕

種 別	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	事態の推移によっては避難勧告または避難指示を発令することが予想されるため、発令対象区域の住民に対して避難の準備を呼びかける。 避難行動要支援者及びその避難を支援する者は、避難行動を開始する。
避難勧告	土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難をよびかける。
避難指示 (緊急)	避難勧告と同様に、土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難をよびかけるもので、より拘束力の強いものとして発令する。

〔津波に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難指示 (緊急)	ア 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認めるとき イ 津波注意報・警報を覚知したとき

〔高潮に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	ア 満潮2時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難勧告	ア 満潮1時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき
避難指示	ア 満潮時、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき

(緊急)	イ その他緊急に避難すると認められるとき
------	----------------------

〔地震に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難勧告	ア 地震が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき イ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき
避難指示 (緊急)	ア 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ 地震が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき ウ その他緊急に避難すると認められるとき

2 発令の時期及び手順

避難勧告・避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。

市長が不在あるいは連絡がとれない場合は、副市長、教育長の順位でこれを代行する。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

4 伝達方法

避難勧告・避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線、防災メール等、多様な手段を活用するほか、警察、広域消防、市内郵便局や消防団、自主防災組織の協力を得て住民に対し、早期に周知徹底を図るとともに避難誘導を行う。

5 避難勧告・避難指示の解除

避難勧告・避難指示の解除の基準は、津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

1 避難行動要支援者の避難対策

(1) 避難行動要支援者の範囲

対象となる避難行動要支援者は、以下のとおりとする。

① 高齢者等

60歳以上の一人暮らしの方で、介護保険の要介護1・2を受けている方

② 障害者

介護保険の要介護3・4・5の認定を受けている方

③ 病患者

1. 身体障害者手帳1級又は2級を所持している方

2. 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

3. 療養手帳所持者（A又は㊦）

④ 常時特別の医療等を必要とする在宅療養者

1. 難病患者のうち身体障害1・2級の方

2. 小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方

⑤ その他

特別の事情で避難支援を希望する方で、市長が特に認めた者

(2) 避難行動要支援者の避難誘導等

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して、避難行動の援助について定める。

また、いすみ市避難行動要支援者支援プランにおける個別計画をもとに、地域におけ

る避難支援者は避難対象地域内における避難行動要支援者の安否確認等を行うとともに、避難誘導等の支援をする。

避難支援者は、所定の時間が経過しても避難行動要支援者が見当たらないときは、速やかに避難する。

(3) 平常時における支援体制

(ア) 市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、自ら避難することが困難な者を把握し、隣近所で助け合える自主的な協力体制がとれるよう、住民への周知に努める。

(イ) 市は、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員と連携し、同意者名簿の情報をもとに、避難行動要支援者ごとの避難情報の伝達や安否確認、避難支援等についての避難支援プランを整備する。

また、自主防災組織や行政区は、隣近所で声を掛け合うなど、日頃から良好なコミュニケーションづくりに努め、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。

(4) 避難情報の伝達等

(ア) 市は、避難情報を多様な方法（防災行政無線や民生委員児童委員、自主防災組織、行政区の代表者への電話、広報車等）により住民に伝達する。

(イ) 市は、避難情報を発令し、又は災害が発生する恐れがある場合において、不同意者名簿を自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に提供し、情報の共有に努める。

(ウ) 市は、避難行動要支援者の避難状況について、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）を通じて情報収集を行う。

(エ) 避難情報の伝達を受けた自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）は互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。

※ 安全な場所とは、必ずしも市指定避難所に限らず行政区内等で定めた避難所で差し支

えないものとする。また、例えば水害時にひざ近くまで浸水しているような場合は、

避難所へ避難することはかえって危険を伴うため、自宅の2階などへの在宅避難も考慮する。

(5) 避難支援者

市は、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員と連携し、災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施する人を、原則として避難行動要支援者の属する自主防災組織や行政区等の構成員の中から、あらかじめ2人以上を選任するよう努める。

避難支援者は、避難行動要支援者にかかる個人情報を持する。

市は、避難情報を民生委員児童委員や自主防災組織、行政区の代表者を通じ、避難支援者に伝達し、避難支援者は避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施する。

避難行動要支援者に災害の危険が迫ると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

ただし、避難支援者は、所定の時間が経過しても避難行動要支援者が見当たらないときは、速やかに避難する。

2 観光客等の避難対策

(1) 市は、防災行政無線、広報車等などの多様な手段を活用し情報を伝達するとともに、関係団体と共同して観光客等への避難対策を実施する。

(2) 市は避難対策として津波緊急避難場所等が記載された津波ハザードマップを作成し、閲覧または配布するとともに、津波緊急避難場所等への誘導看板、海拔表示板を設置、さらには海水浴場などに防災マップの外看板を設置し、有事の際には観光客等が迅速に避難できるようにする。

第6章 漁港における避難対策

1 漁港における避難対策

漁港における避難対策を、夷隅東部漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う）。
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を検討するものとする。
特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- (4) (1)及び(2)の措置を講じるにあたり、船舶管理者が車輦で漁港に駆けつける場合、津波による車輦の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

〔いすみ市内の漁港〕

漁港名	漁港の種類	漁港管理者	漁業協同組合名
太東	第1種	千葉県	夷隅東部漁業協同組合
大原	第3種	千葉県	夷隅東部漁業協同組合
岩船	第1種	いすみ市	夷隅東部漁業協同組合

第7章 津波緊急避難場所からの避難

1 避難所の指定

大津波警報が解除され自宅が地震・津波により被害を受けた住民が一時的に避難するための避難所を市が指定する。

この際、大原・岬地域の指定避難所が津波浸水等により使用できない場合は、夷隅地域に大原・岬地域分として指定する。

2 避難所への避難

緊急避難場所から徒歩避難が困難な住民及び自家用車で避難ができない住民に対しては、市の大型バス(夷隅号・大原号)等の公用車両を運用するとともに、県(自衛隊・広域緊急援助隊等)に対して避難者の緊急輸送支援(陸路・空路)を要請するものとする。

3 孤立した津波緊急避難場所の避難者の避難

当初は、警察、広域消防等と連携して孤立者の救助対応を実施するが、能力を超える場合は速やかに県(自衛隊等)に対して要請するものとする。

第8章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について絶えず啓発を行う。

強い地震（震度4程度以上）を感じた場合は、避難勧告・避難指示を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発する。

また、消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等については、普及啓発やワークショップの運営を担当できる内容の研修を実施するよう努める。

（1）津波避難行動に関する知識

- ・強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- ・自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- ・津波は河川を遡上するため河川から離れること。

（2）地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日以上以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

2 津波避難訓練の実施

市や各行政区及び町会・自治会、自主防災組織等は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努める。

また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

参 考 資 料

〔資料 1〕. 津波高及び津波到達時間

千葉県が、元禄地震における過去のデータを見直し、2012年4月25日に「津波浸水予測図」（元禄地震新モデル）を発表。

この元禄地震新モデルでの最大津波高は、大原地域の矢指戸で最大津波高9.9m、津波到達時間は約20分と予測されている。

また、平成24年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による最大震度は震度5弱で最大津波高は9.0m、津波到達時間は約50分と予測されている。

【津波高の比較】

(単位：m)

津波警報 区 分	市町村	元禄地震新モデル			元禄地震 旧モデル	延宝地震	南海トラフ
		最大津波高 A	地盤隆起量 B	想定津波高 A-B	最大津波高	最大津波高	国発表 最大クラス
千葉県 九十九里・ 外房地域	館山市	14.7	3.8	10.9	7.5	4.0	11.0
	鴨川市	7.8	0.5	7.3	5.1	4.1	8.0
	勝浦市	8.3	-0.2	8.5	5.3	6.3	6.0
	御宿町	7.8	-0.3	8.1	6.4	7.4	8.0
	いすみ市	9.6	-0.3	9.9	4.5	6.9	9.0
	一宮町	7.7	-0.2	7.9	4.9	8.1	7.0
	長生村	8	-0.1	8.1	5.3	7.1	8.0

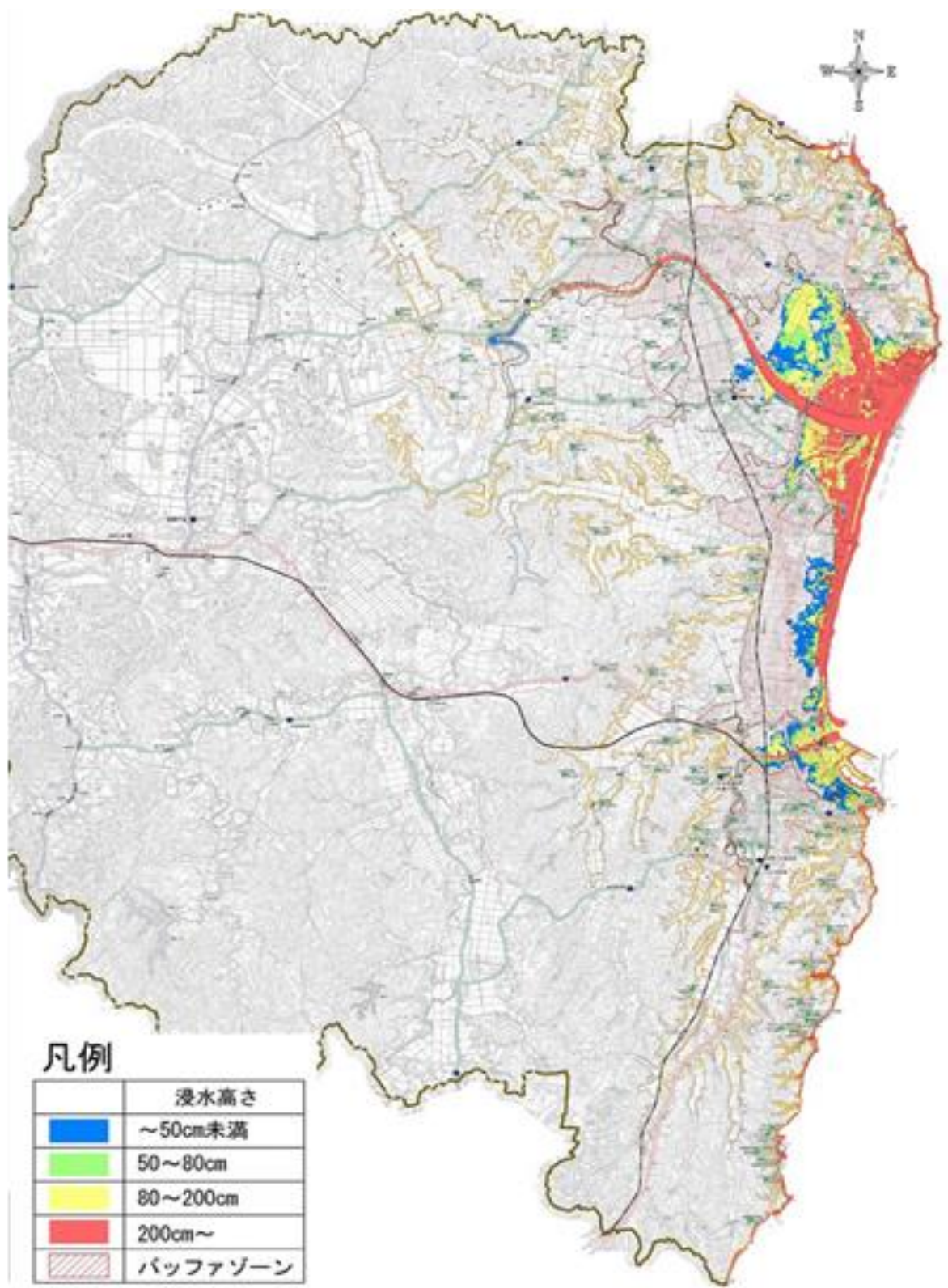
【最大津波高・到達時間】

(元禄地震新モデル)

(単位：m)

区分	地点名	最大津波高 (m)	到達時間 (分)	最大浸水距離 (m)
旧大原町	岩和田東	7.8	15.9	20
	岩船	6.9	17.3	60
	大舟谷	8.7	18.9	10
	矢指戸	9.9	19.5	20
	根方	9.8	21.1	50
	塩田	5.6	22.9	710
	日在	6.4	25.7	490
	横宿	6.4	26.4	260
旧岬町	三軒屋	7.1	27.1	1090
	太東岬	9.3	28.1	2030
	和泉	6.2	29.9	80
	太東	5.4	31	110

[資料2]. 津波ハザードマップ



[資料3]. 避難可能距離（範囲）の設定

避難対象地域において、津波到達までの時間内に、避難路もしくは避難経路を経由して、避難目標地点（又は津波避難ビル）まで到達可能な範囲を避難可能範囲とします。なお、避難可能範囲の検討にあたっては、津波に向かう方向への避難は原則として行わないことに留意が必要です。

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定します。

避難可能距離は、次の式を参考に設定します。なお、ここでの移動は徒歩を前提にしており、自動車等での移動は算定上考慮しません。

（ア）津波到達予想時間は、津波シミュレーションの結果などで得られた時間を用います。

（イ）歩行速度は1.0m／秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とします。

ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する（0.5m／秒）ことを考慮する必要があります。

（ウ）避難できる限界の距離は最長でも1,000m程度を目安とし、避難行動要支援者等の避難できる距離、津波避難場所等までの距離などを考慮しながら、各地域において設定する必要があります。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - 5\text{分})$$

[資料4] 津波予報の分類、津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	津波の高さ	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m～	10m＜予想高さ	10m超	巨大
	5m～10m	5m＜予想高さ≤10m	10m	
	3m～ 5m	3m＜予想高さ≤ 5m	5m	
津波警報	1m～ 3m	1m＜予想高さ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	0.2m＜予想高さ≤ 1m	1m	(表記しない)

津波警報（大津波）、津波警報（津波）は、それぞれ大津波警報、津波警報と表記

- 津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示
- 地震の規模推定の不確定性が大きい場合の地震規模(マグニチュード)は、「M8を超える巨大地震」と表現
- 津波観測に関する情報において、観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表
- 沖合の津波観測に関する情報を、従来の観測情報とは別に新設。沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表

〔資料5〕避難勧告等の発令基準

〔避難勧告等の種類〕

種 別	発 令 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	事態の推移によっては避難勧告または避難指示を発令することが予想されるため、発令対象区域の住民に対して避難の準備を呼びかける。 避難行動要支援者及びその避難を支援する者は、避難行動を開始する。
避難勧告	土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難をよびかける。
避難指示 (緊急)	避難勧告と同様に、土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に発令対象区域の住民に対して避難をよびかけるもので、より拘束力の強いものとして発令する。

〔津波に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難指示 (緊急)	ア 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認めるとき イ 津波注意報・警報を覚知したとき

〔高潮に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	ア 満潮2時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難勧告	ア 満潮1時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき
避難指示 (緊急)	ア 満潮時、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他緊急に避難すると認められるとき

〔地震に対する発令基準〕

種 別	発 令 基 準
避難勧告	ア 地震が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき イ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき
避難指示 (緊急)	ア 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ 地震が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき ウ その他緊急に避難すると認められるとき

[資料6] 津波注意報、津波警報、大津波警報発令時の広報文例

◎津波注意報、津波警報が発表された場合（広報文例）

（津波注意報）

こちらは、防災いすみ市 です。

「**現在**、当地方に**津波注意報**が発表されました。

津波の到達時間は、 時 分頃、高さ （センチ・メートル）が予想されます。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

海岸付近や河川沿いにいる方は、高台に避難してください。」

「 」内繰り返し

*避難指示発令後

こちらは、ぼうさい いすみ市です。

『海岸・河川地域に避難指示を発令しました。海岸・河川・低い土地にいる方は高台に避難してください』

（津波警報）

こちらは、防災いすみ市 です。

「**現在**、当地方に**津波警報**が発令されました。

津波の到達時間は、 時 分頃、高さ （センチ・メートル）が予想されます。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

海岸付近や河川沿いにいる方は、高台に避難してください。」

「 」内繰り返し

*避難指示発令後

こちらは、ぼうさい いすみ市です。

『海岸・河川地域に避難指示を発令しました。海岸・河川・低い土地にいる方はただちに高台に避難してください。』

(大津波警報)

※サイレン

こちらは、防災いすみ市 です。

「現在、当地方に大津波警報が発令されました。

津波の到達時間は、 時 分頃、高さ (センチ・メートル) が予想されます。

(※ 津波到達時間が判明した場合)

海岸にいる方、海岸付近の方は、ただちに高台に避難してください。」

「 」内繰り返し

＊避難指示発令後

こちらは、ぼうさい いすみ市です。

『海岸・河川地域に避難指示を発令した。海岸・河川・低い土地にいる者はただちに台
に避難せよ』

[資料7]避難所等一覧

〔避難所等の種類〕

区 分	内 容
緊急開設避難所	自主避難者や避難勧告等、地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所
避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所
津波緊急避難場所	津波警報等が発表または津波襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所

〔緊急開設避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78

〔避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
	千町小学校	いすみ市松丸3226	0470-86-2104	体育館	530.0	132
	夷隅小学校	いすみ市行川506-5	0470-86-2052	体育館	689.0	172
	国吉中学校	いすみ市国府台1552	0470-86-2042	体育館	2013.0	503
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川721-1	0470-86-3963	多目的ホール	778.4	194
				和室	97.0	24
大原	大原文化センター	いすみ市大原7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	大原小学校	いすみ市大原8530-3	0470-62-1034	体育館	1252.0	313
	大原中学校	いすみ市大原7400-12	0470-62-4111	体育館	2331.0	582
	農村環境改善センター	いすみ市大原6763	0470-63-0321	1階ホール	363.4	90
				1階和室	78.9	19
				2階研修室	108.0	27
	東海小学校 ※	いすみ市若山1042	0470-62-0269	体育館	761.0	190
	東小学校	いすみ市山田460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
	浪花小学校 ※	いすみ市小沢1157	0470-62-1507	体育館	730.0	182
	大原台コミュニティセンター	いすみ市大原台324		会議室等	167.2	42
	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 児童養護施設 子山ホーム	いすみ市深堀685	0470-62-2325	管理棟 集会室	77.0	20
				学習棟	158.0	40
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木1370	0470-87-2511	体育館	1306.0	326
	太東小学校	いすみ市岬町椎木408	0470-87-2824	体育館	691.0	172
	古沢小学校		0470-87-5232	体育館	447.0	111
	岬公民館	いすみ市岬町長者22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78
				いこいの部屋	88.6	22
	大原高等学校 岬キャンパス	いすみ市岬町長者366		体育館	1121.0	280
	長者小学校	いすみ市岬町長者330	0470-87-2323	体育館	678.0	169
	中根小学校	いすみ市岬町中滝954	0470-87-5554	体育館	738.0	184

※ 洪水時使用不可

〔避難場所〕

地域	名称	所在地	施設	収容能力	
				面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	千町小学校	いすみ市松丸 3226	グラウンド	10969.0	5484
	夷隅小学校	いすみ市行川 506-5	グラウンド	12033.0	6016
	国吉中学校	いすみ市国府台 1552	グラウンド	12241.0	6120
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721-1	広場	1496.0	748
大原	いすみ市役所	いすみ市大原 7400-1	駐車場	2173.0	1086
	大原小学校	いすみ市大原 8530-3	グラウンド	13038.0	6519
	大原中学校	いすみ市大原 7400-12	グラウンド	25053.0	12526
	大原文化センター	いすみ市大原 7838	駐車場	5969.0	2984
	農村環境改善センター	いすみ市大原 6763	駐車場	6544.0	3272
	東海小学校 ※	いすみ市若山 1042	グラウンド	11699.0	5849
	東海保育所	いすみ市若山 238-1	グラウンド	3341.0	1670
	東小学校	いすみ市山田 460	グラウンド	12177.0	6088
	浪花小学校 ※	いすみ市小沢 1157	グラウンド	5565.0	2782
	浪花保育所	いすみ市大原台 323	グラウンド	2000.0	1000
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木 1370	グラウンド	20587.0	10293
	太東小学校	いすみ市岬町椎木 408	グラウンド	4744.0	2372
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊 563	グラウンド	10947.0	5473
	大原高等学校 岬キャンパス	いすみ市岬町長者 366	グラウンド	9405.0	4702
	長者小学校	いすみ市岬町長者 330	グラウンド	10648.0	5324
	中根小学校	いすみ市岬町中滝 954	グラウンド	7336.0	3668

津波緊急避難場所【大原地域】

行 政 区	津波緊急避難場所	海拔または 施設高さ (m)	行 政 区	津波緊急避難場所	海拔または 施設高さ (m)
北 日 在 区	エスポワール大原	14.3	小 佐 部 区	教習所跡地	19.0
	水野板金裏山	22.0		小佐部 熊野神社	19.7
	三門台団地	28.8		大原小学校	18.0
南 日 在 区	東海小学校	19.1	北 町 区	市役所大原庁舎	17.2
	エスポワール大原	14.3		大原中学校	35.0
若 山 区	サンフラワー大原	10.0	仲 町 区	大原文化センター	9.7
	東海小学校	6.8		夷隅教育会館周辺	20.5
	四門堂観音	20.2	南 町 区	大原小学校	18.0
	子山ホーム	32.0		大原高校	19.2
	エスポワール大原	14.3	北 寄 瀬 区	市役所大原庁舎	17.2
新 田 区 (に っ た)	大原クリーンセンター	36.0		大原中学校	35.0
	新田 日月神社	24.0		夷隅教育会館周辺	20.5
	佐室トンネル周辺	30.0		東光寺	14.0
	四門堂観音	20.2	上 寄 瀬 区	東光寺	14.0
	坂水寺	9.3		腰越坂	20.0
	東海小学校	19.1		農村環境改善センター	14.9
	水道配水場周辺	30.0	貝 須 賀 区	第二保育所	9.9
	サンフラワー大原	10.0		鹿島台	9.7
深 堀 区	市役所大原庁舎	17.2	大 井 区	上祢宜	30.0
	大原中学校	35.0		市原工務店土砂採取場	19.0
	子山ホーム	32.0		大井区民会館	14.7
	大原公園	20.0		大井浜隧道上部周辺	30.0
坂 東 区	教習所跡地	19.0	大 舟 谷 区	市原建装周辺	16.0
	大原公園	20.0		大船谷 八幡神社	25.0
根 方 区	大宗工務店周辺	15.3	造 式 区	共同アンテナ周辺	37.9
	小浜 八幡神社			造式 日月神社	32.0
城 山 区	小浜 八幡神社	30.0	矢 指 戸 区	大日神社	15.0
	小浜 八幡神社	30.0		旧共同墓地周辺	30.8
田 町 区	大原公園	20.0		かんじろう跡周辺	20.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		飯縄神社	20.2
渋 田 区	教習所跡地	19.0		共同アンテナ周辺	37.9
	市役所大原庁舎	17.2		高根本周辺	18.0
新 場 区	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0	岩 船 区	市原工務店土砂採取場周辺	19.0
	小浜 八幡神社	30.0		岩船隧道西側 分譲地周辺	28.0
	大宗工務店周辺	15.3		釣師隧道周辺	19.0
新 田 区 (し ん で ん)	新田公会堂	10.0		斉正輝夫宅周辺	25.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		吉田和子宅周辺	18.0
	大原小学校	18.0		市原勝男宅周辺	30.0
				白井正宅周辺	28.0

※ 津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に掲載しています。

※ 大原小、東海小、大原高等学校は、校舎最上階または屋上の高さを表示しています。

津波緊急避難場所【岬地域】

行 政 区	津波緊急避難場所	海拔または 施設高さ (m)	行 政 区	津波緊急避難場所	海拔または 施設高さ (m)
椎 木 区	般若寺	39.0	長 者 区	大原高等学校 岬キャンパス	19.5
	長坂方面	14.0		長者小学校	19.5
	龍前堰 谷上方面	12.0		岬公民館	7.8
	椎木 玉前神社	13.7	江 場 土 区	長者小学校	19.5
	根方 綱田方面	17.3		大原高等学校 岬キャンパス	19.5
	根方集会所周辺	10.3		本寿院	7.0
	根方 椎木小堰方面	11.0		永閑寺	7.0
	小滝集会所裏	10.4		和泉区会所先の高台	15.0
	中原 玉崎神社	18.0		三門台団地	28.8
	太東小学校	20.1		眺洋寺及び周辺	33.0
中 原 区	中原大堰周辺	22.0	臼 井 区	山の神様及び周辺	28.0
	太東小学校	20.1		春日神社跡から前山	10.2
	松風台	30.0		三門台団地	28.8
				長者小学校	19.5
和 泉 区	大日堂	13.0	押 日 区	福聚寺から裏山	8.2
	不動様	15.0		押日 八幡神社	6.2
	弥勒様(三合寺)	22.0		真福寺	7.5
	仙風苑	22.0		四堰神社	8.9
	須ヶ谷集会所	17.0	中 区	押日会館	9.0
	志茂集会所裏の高台	15.0		中根小学校	17.1
	太東崎灯台	63.8		団地集会所	8.0
	岬オートキャンプ場	15.0		中滝寺	13.0
	延寿寺	17.8		部田集会所	9.1
	エスポワール岬	14.2		部田山周辺	31.0
	貴賓館	16.3		中滝 八幡神社	10.8
桑 田 区	観音寺	12.0		松堀コミュニティセンター	9.6
	桑田公民館			鶴沼神社	
	桑田 前玉神社	26.0		中滝寺	13.0
	峯崎堰周辺	35.0		部田熊野神社	17.0
榎 沢 区	古沢公園	10.6		鴨根隧道跡	26.7
	大栄寺	10.7			
	八幡堰周辺	13.0			

※ 津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に掲載しています。

※ 太東小、長者小、中根小、大原高等学校 岬キャンパスは、校舎最上階または屋上の高さを表示しています。

※ 貴賓館の一時避難場所としての利用範囲は、3階から13階となるので、3階の高さを表示しています。

[資料8-1]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、いすみ市（以下「甲」という。）とサンフラワー大原管理組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、いすみ市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	サンフラワー大原
所在地	千葉県いすみ市深堀 1751 番地2
所有者	サンフラワー大原管理組合
構造等	鉄筋コンクリート造り8階建
建築年	昭和58年
増改築年	なし
耐震性	あり

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	1階ロビー・開放廊下	(約 190 m ²)
	2階開放廊下	(約 71 m ²)
	3階開放廊下	(約 71 m ²)
	4階開放廊下	(約 71 m ²)
	5階開放廊下	(約 71 m ²)
	6階開放廊下	(約 71 m ²)
	7階開放廊下	(約 71 m ²)
	8階開放廊下	(約 71 m ²)
	敷地・駐車場他	(約 1800 m ²)

	合 計 (約 2487 m ²)
--	------------------------------

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報及び津波警報が発表されたときから、解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからか申し出がない場合は、この協定は期間満了の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 8月 1日

甲 千葉県いすみ市大原7400番地1
いすみ市
いすみ市長 太田 洋

乙 サンフラワー大原管理組合

理事長 安 藤 義 光

[資料8-2]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、いすみ市（以下「甲」という。）と医療法人社団 寿光会 介護老人保健施設 エスポワール大原（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、いすみ市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	介護老人保健施設 エスポワール大原
所在地	千葉県いすみ市日在2623番地
所有者	医療法人社団 寿光会
構造等	鉄筋コンクリート3階建て
建築年	平成19年10月
増改築年	なし
耐震性	有

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	1階ロビー・開放廊下	(約 220 m ²)
	2階 開放廊下	(約 447 m ²)
	3階 開放廊下	(約 404 m ²)
	敷地・駐車場他	(約 6000 m ²)
	合 計	(約 7071 m ²)

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報及び津波警報が発表されたときから、解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからか申し出がない場合は、この協定は期間満了の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年6月20日

甲 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

いすみ市

いすみ市長 太 田 洋

乙 千葉県いすみ市日在 2623 番地

医療法人社団 寿光会

介護老人保健施設 エスポワール大原

施設長 小 倉 脩 二

[資料8-3]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、いすみ市（以下「甲」という。）と 医療法人社団 寿光会 介護老人保健施設 エスポワール岬（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、いすみ市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施 設 名 称	介護老人保健施設 エスポワール岬
所 在 地	千葉県いすみ市岬町和泉字苅込台330番地1
所 有 者	医療法人社団 寿光会
構 造 等	鉄筋コンクリート3階建て
建 築 年	平成12年11月27日
増 改 築 年	平成23年6月
耐 震 性	有

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避 難 場 所	1 階	(約 317.63 ㎡)
	(ホール・会議室・ボランティアルーム・廊下)	
	2階 廊下	(約 209.98 ㎡)
	3階 廊下	(約 210.09 ㎡)
	屋上	(約 1224.63 ㎡)
	敷地・駐車場	(約 10622.36 ㎡)
	合 計	(約 12584.69 ㎡)

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報及び津波警報が発表されたときから、解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからか申し出がない場合は、この協定は期間満了の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年6月20日

甲 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

いすみ市

いすみ市長 太 田 洋

乙 千葉県いすみ市岬町和泉字刈込台 330 番地 1

医療法人社団 寿光会

介護老人保健施設 エスポワール岬

施設長 小 菅 正 規

[資料8-4]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、いすみ市（以下「甲」という。）とシーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、いすみ市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	シーサイド・リゾート南房総貴賓館
所在地	千葉県いすみ市岬町和泉 185 番地 12
所有者	シーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 13 階建
建築年	平成 6 年 3 月
増改築年	なし
耐震性	有

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避 難 場 所	3階開放廊下	(約 93 ㎡)
	4階開放廊下	(約 93 ㎡)
	5階開放廊下	(約 93 ㎡)
	6階開放廊下	(約 93 ㎡)
	7階開放廊下	(約 93 ㎡)
	8階開放廊下	(約 93 ㎡)
	9階開放廊下	(約 93 ㎡)
	10 階開放廊下	(約 93 ㎡)
	11 階開放廊下	(約 93 ㎡)
	12 階開放廊下	(約 93 ㎡)
	13 階開放廊下	(約 93 ㎡)
	合 計	(約 1023 ㎡)

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報及び津波警報が発表されたときから、解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからか申し出がない場合は、この協定は期間満了の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 6月28日

甲 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

いすみ市

いすみ市長 太 田 洋

乙 千葉県いすみ市岬町和泉 185 番地 12

シーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人

理事長 高 橋 秀 夫

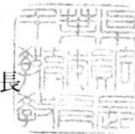
[資料9]災害時避難場所の指定について

教 財 第 326 号

平成23年 6 月 1 日

いすみ市長 太田 洋 様

千葉県教育委員会教育長



災害時避難場所等指定の依頼について（回答）

平成23年5月19日付け総危第143号で依頼のあったこのことについては、異存ありません。

なお、指定に伴う管理上の取り扱い等の詳細については、各学校長と別途協議することとし、標識の設置等については、事前に所定の手続きをとられるよう願います。

施設名 千葉県立大原高等学校
千葉県立岬高等学校

千葉県教育庁 財務施設課 施設室
教育財産管理班 TEL043-223-4154

[資料 10]高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域

[国土交通省（旧建設省）所管海岸]

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
千葉東（旧外房）	大 原	日在浦	3,100	千第197号 S53.3.10
千葉東（旧外房）	和 泉	和泉浦	1,500	千第33号 S58.11.15 千第198号 S53.3.10 千第271号 S55.3.18
千葉東（旧外房）	大船谷	大船谷	5,170	千第77号 S53.1.27
千葉東（旧九十九里）	太 東	太 東	3,500	千第267号の2 S33.5.31

[農林水産省所管海岸]

沿岸名	漁港・海岸名	延長(m)	区域	管理者
千葉東	太 東	693	千葉県告示第684号 H3.7.23	千葉県
千葉東	大 原	810	千葉県告示第1109号 H8.12.27	千葉県
千葉東	岩 船	753	千葉県告示第597,598号 H5.6.22	いすみ市

[資料 1 1] 津波に関する図記号

津波避難場所や津波避難ビルなどを示す図記号は、平成20 年に国際標準化機構（ISO）による「津波に関する統一標識」（ISO20712-1：2008）として国際規格化されました。さらに、平成21 年に日本工業規格（JIS 規格）として公示されました。

○ 津波注意



〔意味〕 地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。

〔目的〕 当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時に直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。

○ 津波避難場所



〔意味〕 津波に対して安全な避難場所・高台を示す。

〔目的〕 津波から避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。

○ 津波避難ビル



〔意味〕 津波に対して安全な避難ビルを示す。

〔目的〕 津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。

【 出典：津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17 年） 】